

戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて

有識者会議での指摘と提言について

【調査チームからの報告(令和元年12月23日)】

- ・担当部署内の問題点についての検討体制の欠如や、情報共有や引継ぎの欠如等を指摘
- ・科学的所見への適切な対応、引継ぎ・情報共有の徹底、積極的な情報公開、チェック体制の構築等を行うべきとの提言

【専門技術チームからの報告(令和2年3月25日)】

- ・指摘を受けたロシアの9埋葬地のうち、7埋葬地が日本人を主体とした埋葬地でないとの鑑定結果
- ・科学的鑑定を終えるまでは焼骨を行わないことなど、今後の遺骨収容・鑑定の具体的なプロセスや、収容・鑑定体制の強化等についての提言

【有識者会議からの意見(令和2年5月14日)】

- ・両チームからの報告を踏まえ、有識者会議としての意見をとりとまとめ



有識者会議からの意見等を踏まえ、遺骨収集事業のガバナンスの強化等を図るとともに、収容・鑑定のあり方を見直し、科学的所見への適切な対応を行う。

見直しの具体的内容

○ ガバナンスの強化(情報共有・管理体制の整備)、情報公開

- ・ 遺骨収集事業全般に関し外部有識者の意見をいただく場として、有識者会議の名称を「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」に変更し、役割を明確化。
- ・ 有識者会議への定期的な事業実施状況及びネガティブ情報の報告
- ・ 進捗管理の徹底のため、社会・援護局に担当審議官を長とする「遺骨収集事業統括チーム」を設置
- ・ 偶発事象に適切に対応するためのコンティンジェンシープランの策定
- ・ 適切な引継及び情報共有の実施、インシデント・アクシデントレポートの作成
- ・ DNA鑑定人会議の詳細な議事要旨を公表するなどの積極的な情報公開

○ 収容・鑑定のあり方の見直し(科学的所見への適切な対応)

遺骨収集事業は、遺族の心情を第一に考えるとともに、専門的な知見を踏まえ進めることが重要。

具体的には以下のように実施。

- ・ 埋葬状況等について必ず写真撮影を行うなど、判断の根拠となる情報を詳細に記録。
- ・ 日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体(遺骨の一部)を採取し持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管。(これまでと異なり、科学的鑑定を終えるまで焼骨を行わない。)
- ・ 検体のDNA分析等を行い、専門家による総合的な判断を実施。日本人の遺骨であると判定された場合に、検体以外の部位を現地で焼骨し、持ち帰る。

※ 遺骨鑑定人が遺骨の形質を見てどの部位か判断できない破片状の遺骨のみの場合は、DNAの抽出ができないため、現地で焼骨。

○ 上記見直しを実施するための体制の整備

上記見直しを厚生労働省が統一的に責任を持って実施するため、以下の体制整備等を行う。

- ・ 所属集団の鑑定を社会・援護局の事務として正式に位置付け
- ・ 戦没者遺骨鑑定を専門的に行うセンター(仮称)の設置 (令和2年度中の事実上の業務開始と令和3年度からの組織の設置を目指す。)
- ・ 遺骨の鑑定に関する外部の専門家の登用
- ・ DNA鑑定や遺骨収集に関する職員研修の実施・強化